

令和7年稲敷市農業委員会第7回総会

〔7月10日〕

-
- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）
日程 3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程 4 報告第3号 農地法第18条（通知）
日程 5 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程 6 議案第2号 農地法第5条（知事）
日程 7 議案第3号 現況証明（農委処分）
日程 8 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
-

本日の会議に付した事件

- 日程 1 議事録署名委員の指名について
日程 2 報告第1号
日程 3 報告第2号
日程 4 報告第3号
日程 5 議案第1号
日程 6 議案第2号
日程 7 議案第3号
日程 8 議案第4号
-

出席委員

1番	吉田武君	11番	墳本典勇君
2番	篠崎文夫君	12番	遠藤一行君
3番	黒澤克巳君	13番	足立久美子君
4番	山口幸一君	14番	内田和新君
5番	永野修君	15番	山口和彦君
6番	宮本信夫君	16番	飯塚治正君
7番	篠崎惣壽君	17番	坂本富男君
8番	村松清美君	18番	川島昇君
9番	坂本和夫君	19番	根本脩君
10番	村山文雄君		

欠席委員

出席説明員

農業委員会事務局長	中島 臣哉 君
農業委員会事務局長補佐	宮本 祐司 君
農業委員会事務局係長	坂本 証 君

午後2時開会

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 令和7年7月の稲敷市農業委員会総会を開会させていただきます。議事進行につきましては、稲敷市農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（根本 脩君） それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願いいたします。本日の出席委員は19名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。また本日は、現地調査を行っていただきました推進委員さん8名が出席されております。推進委員の方は、調査を担当した案件についてご意見がある場合は、質疑ありませんかと申し上げた際に、挙手のうえ名前を告げてから発言してください。本日の議事日程はお手元に配布のとおりでございます。

日程1 議事録署名委員の指名について

○議長（根本 脩君） それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。
お諮りをいたします。

議事録署名人の指名については、議長一任で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（根本 脩君） 異議なしということでございますので、本日の議事録署名人は16番飯塚治正委員、17番坂本富男委員の両名を指名いたします。

日程2 報告第1号 農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）

○議長（根本 脩君） それでは、審議に入ります。

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」を議題といたします。事務局より報告をお願いいたします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第1号「農地法第3条（届出—中間管理機構・円滑化団体の取得）」について報告いたします。
議案書1ページの1件でございます。

この届出は、農業経営基盤強化促進法第7条の規定に基づく農地売買事業により茨城県農林振興公社へ売買したものであります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程3 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第2号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」について報告いたします。

議案書2ページから6ページまでの6件でございます。この届出は、被相続人の死亡により、それぞれの取得日において、相続により農地を取得したものであります。いずれの権利取得者も自作や作業委託により耕作をしております。申請番号5番の方は、農業委員会によるあっせん等の希望をしております。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程4 報告第3号 農地法第18条（通知）

○議長（根本 脩君） 続きまして、報告第3号「農地法第18条（通知）」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

中島事務局長。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君）

報告第3号「農地法第18条（通知）」について報告いたします。

議案書7ページまでの2件でございます。農地法第18条第6項の規定による、賃貸借の解約の通知があったものになります。よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） これは報告事項でございますので、ご承認、よろしくをお願いいたします。

日程5 議案第1号 農地法第3条（委員会）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 8ページをお開き願います。

議案第1号「農地法第3条（委員会）」でございます。

売買による所有権移転5件、贈与による所有権移転1件、賃貸借権の設定1件、使用貸借権の設定1件でございます。

申請番号1番 江戸崎字荒匂、畑1筆、1, 196㎡についてでございますが、受人が農業経営に参加する目的で借り受けるものでございます。なお、当該農地については、渡人と所有者との間で既に賃貸借権が設定されており、今回の貸し付けは転貸に該当いたします。しかしながら、農地法第3条第2項第5号の規定により、世帯員等への貸し付けについては不許可の例外とされておりますことから、今回の貸し付けは許可対象となるものでございます。

申請番号2番 押砂字外野、田1筆、2, 211㎡についてでございますが、受人の耕作地に隣接しており、耕作便利のため譲り受けるものでございます。

申請番号3番 月出里字下林、畑1筆、5, 651㎡についてでございますが、受人が新規に営農を開始するため借り受けるものでございます。なお、新規取得者のため、営農計画書及び確認書が添付されております。

申請番号4番 阿波崎字池ノ内、田2筆、1, 290㎡についてでございますが、受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

申請番号5番 柴崎字大小、他1地区、田2筆、5, 664㎡

申請番号6番 椎塚字中郷、田2筆、3, 064㎡

申請番号7番 結佐字下結佐、田3筆、7, 765㎡

申請番号8番 八筋川字八郎田、田2筆、3, 982㎡についてでございますが、農地中間管理機構が行う特例事業により、それぞれ受人が経営規模拡大のため買い受けるものでございます。

調査結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしていると考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認いたしました。議案第1号の説明は以上です。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。申請番号1番について、報告いたします。

7月4日に山口推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は夫と主にネギ、トウモロコシ、ブロッコリーを栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、管理機5台、軽トラック1台を所有しております。農作業従事日数は360日。申請地については、夫が所有者と賃貸借権を設定しており、転貸に該当しますが、農地法第3条第2項第5号の不許可の例外にあります「世帯員等への貸付」に該当するものであります。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

続きまして、申請番号2番について、坂本富男委員より報告をお願いいたします。

○17番（坂本富夫君） 17番坂本です。申請番号2番について報告いたします。

7月6日に木内推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であり、農業法人の専務であります。農機具の所有状況は、トラクター2台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は180日、調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と

考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番について、墳本委員より報告をお願いいたします。

○11番（墳本典勇君） 11番墳本です。申請番号3番について、報告いたします。

7月7日に古渡推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は新規に農業を開始するため畑を借りる予定であります。受人は現在、牧場を経営しており、畑を借りて牧草、大麦を作るということです。地主に教わりながら作付をするということです。農機具の所有状況は、軽トラック1台を所有しており、トラクターは地主から借りる予定であります。農作業従事日数は200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番については、わたくし根本より報告いたします。

○19番（根本 脩君） 19番根本です。申請番号4番について、報告いたします。

7月4日に黒田推進委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター3台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機3台、トラック3台を所有しております。農作業従事日数は200日。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書のとおりで間違いなく、許可相当と考えられます。

○19番（根本 脩君） 申請番号5番から8番につきましては、茨城県農林振興公社の農地中間管理事業による特例事業の売買のため、調査報告は省略いたします。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第1号「農地法第3条（委員会）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程6 議案第2号 農地法第5条（知事）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第2号「農地法第5条（知事）」を議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 10ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条（知事）」でございます。

申請番号1番 神宮寺字道向、畑2筆、953㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を雑種地や山林に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。615Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号2番 市崎字やの町、畑2筆、961㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を山林や宅地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。595Wパネル144枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号3番 市崎字やの町、畑3筆、1,149㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で周囲を宅地等に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断いたしました。転用目的は太陽光発電施設用地。615Wパネル180枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号4番 中山字丑新田、田1筆、3,300㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域除外済みの第1種農地と判断いたしました。申請人は古物商を営んでおり、申請地に隣接した事業所に資材を搬出入するための大型トラックの駐車場・待機場が必要となったため申請に及んだものであります。事業計画は、大型トラック駐車場4台分、回転場となっております。申請地は砕石による埋め立てを行う予定で、市廃棄物対策室との協議も了しております。なお、申請地は第1種農地でございますが、農地法施行規則第33条第1項第4号、住宅等の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当します。

申請番号5番 上君山字栗山、畑1筆、958㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。590Wパネル168枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号6番 浮島字竹ノ下、畑1筆、2,290㎡についてですが、非線引き区域、土地改良区域外で10ha以上の広がりのある農地であることから第1種農地と判断いたしました。申請人は、申請地の隣地で金属加工業を営んでおり、事業規模拡大に伴い従業員駐車場及び作業場が不足しているため申請に及んだものであります。転用目的は駐車場および鉄骨塗装場。申請地は埋立て、砕石敷き等を行わず、取水、排水は無く、雨水については敷地内浸透処理をする計画です。なお、申請地は第1種農地でございますが、農地法施行規則第35条第1項第5号、既存施設の拡張に該当します。

申請番号7番 佐倉字山中平、畑1筆、1,012㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目的は太陽光発電施設用地。550Wパネル156枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

申請番号8番 佐倉字山中平、畑2筆、1,665㎡についてですが、市街化調整区域、土地改良区域外で周囲を山林や雑種地に囲まれた小集団の農地であることから第2種農地と判断しました。転用目

的は太陽光発電施設用地。550Wパネル158枚設置。雨水は敷地内浸透処理、周囲をフェンスで囲い被害防除する計画で、事業者との売電契約等を了しております。

これで議案第2号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番について、吉田委員より報告をお願いいたします。

○1番（吉田 武君） 1番吉田です。

申請番号1番について、去る8日、田仲推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用許可基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号2番、3番について、山口和彦委員より報告をお願いいたします。

○15番（山口和彦君） 15番山口です。

申請番号2番、3番について、去る8日、板橋推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、いずれも太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号4番について、篠崎文夫委員より報告をお願いいたします。

○2番（篠崎文夫君） 2番篠崎です。

申請番号4番について、去る8日、海老原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場・車両待機場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立久美子君） 13番足立です。

申請番号5番について、去る8日、岡野推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。

申請番号6番について、去る8日、小貫推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、駐車場・鉄骨塗装場用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号7番、8番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。

申請番号7番、8番について、去る8日、清原推進委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は、太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが、問題ありませんでした。以上のことから報告書のとおりで農地転用基準をみたしており許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

山口和彦君

○15番（山口和彦君） 申請番号1番と3番ですが、会社名は違うのですが、実質同じ会社ではないのでしょうか。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 別会社でございます。

○15番（山口和彦君） 代表の職務執行者は同じですよ。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 別法人として登記されておりますので、別会社となります。

○15番（山口和彦君） 別法人とする理由は何かあるのでしょうか。

○農業委員会事務局長（中島臣哉君） 申請受付時にとくにそういったことについて聞取りなどは行っておりませんので、理由はわかりません。

○15番（山口和彦君） わかりました。

○議長（根本 脩君） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第2号「農地法第5条（知事）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程7 議案第3号 現況証明（農委処分）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第3号「現況証明（農委処分）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

坂本係長。

○農業委員会事務局係長（坂本 証君） 13ページをお開き願います。

議案第3号「現況証明（農委処分）」

登記地目変更のための非農地証明書の交付15件でございます。

申請番号1番 浮島字蛇峯前、外1地区、田2筆、畑1筆、1,470㎡についてですが、20年以上前から宅地として使用しており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号2番 浮島字原、田1筆、492㎡についてですが、20年以上前から宅地として使用しており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号3番 小野字三島、畑2筆、1,045㎡、

申請番号4番 小野字三島、畑1筆、848㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号5番 古渡字ゴアン前、畑1筆、459㎡についてですが、昭和61年頃から駐車場として使用しており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真が添付された申請になります。

申請番号6番 下君山字栗山、畑1筆、1,778㎡、

申請番号7番 江戸崎字新山、畑1筆、343㎡、

申請番号8番 江戸崎字新山、畑1筆、343㎡、

申請番号9番 江戸崎字新山、畑1筆、343㎡、

申請番号10番 江戸崎字新山、畑1筆、218㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

申請番号11番 江戸崎字道城沖、田1筆、297㎡についてですが、昭和53年頃から宅地として使用しており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号12番 江戸崎字狸崎、畑1筆、25㎡についてですが、平成11年頃から資材置場として使用しており、撮影年月日、平成11年5月30日の空中証明写真と始末書が添付された申請になります。

申請番号13番 椎塚字原平、畑1筆、342㎡、

申請番号14番 椎塚字原平、畑1筆、406㎡、

申請番号15番 椎塚字原平、畑1筆、371㎡についてですが、耕作に供されず荒廃しているとの申請になります。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（根本 脩君） 事務局の説明が終わりました。引き続き調査委員から調査報告をお願いいたします。申請番号1番、2番について、黒澤委員より報告をお願いいたします。

○3番（黒澤克巳君） 3番黒澤です。

申請番号1番、2番について、去る8日、永野委員と小貫推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は、いずれも20年以上前より宅地として使用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号3番、4番について、川島委員より報告をお願いいたします。

○18番（川島 昇君） 18番川島です。

申請番号3番、4番について、去る8日、篠崎委員と松田推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、いずれも現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号5番について、永野委員より報告をお願いいたします。

○5番（永野 修君） 5番永野です。

申請番号5番について、去る8日、黒澤委員と鈴木推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、昭和61年頃から駐車場として使用しており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号6番について、足立委員より報告をお願いいたします。

○13番（足立久美子君） 13番足立です。

申請番号6番について、去る8日、宮本委員と岡野推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、いずれも現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号7番から10番について、宮本委員より報告をお願いいたします。

○6番（宮本信夫君） 6番宮本です。

申請番号7番から10番について、去る8日、足立委員と清原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、いずれも現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号11番、12番について、村山委員より報告をお願いいたします。

○10番（村山文雄君） 10番村山です。

申請番号11番、12番について、去る8日、篠崎委員と清原推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、申請番号11番については、昭和53年頃から宅地とし

で使用しており、申請番号12番については平成11年頃から資材置場として使用されており、国土地理院発行の航空写真と合わせて確認をしました。調査の結果は、いずれも農地法第2条の「農地」に該当せず、「非農地」と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

申請番号13番から15番について、篠崎惣壽委員より報告をお願いいたします。

○7番（篠崎惣壽君） 7番篠崎です。

申請番号13番から15番について、去る8日、村山委員と藤巻推進委員と事務局で、申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果、いずれも現地は荒廃しており、周囲の状況から見ても耕作することは困難であり、今後も耕作の見込みがないことから、非農地と判断します。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（根本 脩君） ありがとうございます。

これで、調査委員の調査報告を終了いたします。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（根本 脩君） それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第3号「現況証明（農委処分）」を採決いたします。本案は、申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（根本 脩君） 賛成多数と認めます。よって、本案は申請のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

日程8 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

○議長（根本 脩君） 続きまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」の議題であります。申請番号8番、9番につきましては、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限にわたくし19番根本が該当いたしますので、退室させていただきます。議長は18番川島委員をお願いいたします。

（根本委員退室）

○議長（川島 昇君） それでは、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

宮本局長補佐。

○農業委員会事務局長補佐（宮本祐司君） 17ページをお開き願います。

議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）」でございます。

農用地利用集積等促進計画案についてご審議を求めるものでございます。

新規設定が、7件、15筆、42,763㎡、期間満了に伴う更新が、18件、81筆、145,848㎡となっております。詳細につきましては、議案書のとおりでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（川島 昇君） 事務局の説明が終わりました。これより、質疑を認めます。質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(川島 昇君) それでは、質疑なしと認めます。これで、質疑を終了いたします。

これより、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の公告について(一括契約)」を採決いたします。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(川島 昇君) 賛成多数と認めます。よって、本案は原案のとおり決定いたしました。

19番根本委員の入室を認めます。

(根本委員入室)

○議長(川島 昇君) それでは、わたくし川島の議長の任を解かせていただきます。

○議長(根本 脩君) 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。本定例会中の議案等にかかわる字句、数字、その他の整理を要する件については、その整理を議長に一任することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(根本 脩君) それでは、異議なしと認めます。

これをもちまして、令和7年7月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時50分閉会

稲敷市農業委員会会議規則第12条の規定により署名する。

議 長 根 本 脩

16番 委 員 飯 塚 治 正

17番 委 員 坂 本 富 男